



## 国民健康保険被保険者証(保険証)が8月1日に更新されます

現在の保険証の有効期限は7月31日となっています。8月から使用する新しい保険証は7月中旬に郵送します。

なお、郵送の際は、配達状況が記録され、ご自宅の郵便受けに配達される特定記録郵便で送付します。

新しい保険証（オレンジ色）が届いたら記載内容を確認してください。誤りや変更がある場合は、保険証、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）を持って、保険課（市役所1階）または支所市民福祉課（アスパアこだま1階）へお申し出ください。

古い保険証（青色）は、8月1日以降にご自身で捨ててください。保険証には個人情報に記載されていますので、捨てる際にははさみで切るなどして、内容が読み取られないようご注意ください。

### ▶70歳～74歳の方は高齢受給者証も1枚で

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方には、保険証と高齢受給者証が1枚のカードになった「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」

（以下「保険証兼高齢受給者証」という）を交付しています。

対象者には7月中旬に新しい保険証兼高齢受給者証を郵送します。8月以降に70歳を迎える方は、誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月）から保険証兼高齢受給者証が使用できるため、誕生月の月末（1日が誕生日の方は前月末）に発送します。

また、医療費の負担割合が所得等の状況に応じて、2割または3割となります。保険証兼高齢受給者証に記載の負担割合をご確認ください。

### 交通事故にあったら保険課へ

交通事故や他人の犬にかまれたなど、第三者（加害者）からの行為だけがや病気をした場合でも、保険証を使って治療が受けられます。

国民健康保険に加入している方が治療を受ける際は、必ず保険課へ届出をしてください。



## 給与等の支払いを受けている方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に傷病手当金を支給します

本庄市国民健康保険の加入者で給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などで感染が疑われ、勤務することができなかった場合、傷病手当金を支給しています。

このたび、適用期間が次のとおり延長となりました。

### ●適用期間

令和2年1月1日から令和4年9月30日までの間で療養のため勤務することができない期間（入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

※請求権の時効は2年です。療養のため勤務することができなかった日ごとにその翌日から起算されます。

### ●対象 ①から④をすべて満たす方

- ①本庄市国民健康保険に加入している方
- ②雇用されていて給与等の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等があり、療養のため連続して3日間勤務できず、4日目以降にも休んだ日がある方
- ④4日目以降の勤務ができなかった期間に給与等の支払いを受けられなかった方

※後遺症は対象外です。

### ●申請方法

申請書（市HPで配付）及び必要書類を郵送または直接保険課（市役所1階）へ

※支給の対象条件や必要書類について、詳しくは保険課または市HPでご確認ください。



## 国民健康保険限度額適用認定証の更新をお忘れなく

現在の「国民健康保険限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）」（以下、「認定証」という）の有効期限は、7月31日です。

8月以降も引き続き入院治療や高額な外来診療を受ける場合は、更新の手続きをお願いします。

### ●更新期間 7月20日(水)～8月31日(水)

### ●受付窓口

保険課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパアこだま1階）

### ●用意

国保の保険証、マイナンバーのわかるもの

※国民健康保険税に滞納があると、認定証の交付を受けられません。

※転入や未申告等で所得が不明な場合、上位所得者の区分となります。

### 限度額適用認定証とは

国民健康保険の加入者が1か月に1つの医療機関で高額な治療を受ける場合、窓口に提示すると、支払いが自己負担限度額までになるものです。ただし、差額ベッド代などの保険が適用されないものや入院中の食事代は、別に支払いが必要です。

更新期間後も随時申請できますが、認定証は申請した月の初日から有効となります。月を遡った発行はできませんのでご注意ください。

### ▶70歳～74歳の方へ

次の①②のいずれかに該当する方が、医療機関での支払いを限度額までとするためには、認定証の更新または申請が必要です。

①住民税非課税世帯の方

②住民税課税世帯で課税所得が145万円以上690万円未満の方

※①②に該当しない方は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が認定証の代わりになるため、申請は不要です。

※認定証を医療機関に提示しなかった場合、自己負担額を超えた支払い分は、後から高額療養費の支給対象となります。

7月は窓口が大変混み合います。早急に使用する予定がない方は8月以降に申請してください。7月に申請する際は、比較的すいている午後2時以降の来庁にご協力ください。



## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険税の減免について

### ●対象世帯・減免割合

①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯

→全額

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入等（事業・不動産・山林・給与収入）の減少が見込まれる世帯

→一部を減額

該当となる世帯の要件は、世帯主が次の条件にすべて当てはまる場合です。

- (1)事業収入等の年間で見込まれる収入額から補填される保険金などを控除した額が前年に比べて30%以上減少する見込みであること

(2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

### ●減免対象期間

令和4年4月～令和5年3月

### ●申請方法

申請書（市HPで配付）及び必要書類を7月25日(月)までに郵送（必着）

※申請期限を過ぎても受け付けますが、第2期以降からの減免となります。

※申請書及び必要書類について、詳しくは保険課または市HPでご確認ください。